

武蔵村山市産農産物ブランド名称及びロゴマークデザイン募集要項

1 目的

武蔵村山市（以下「市」という。）では、武蔵村山市産農産物の魅力や認知度の向上を図るため、武蔵村山市産農産物ブランド（以下「ブランド」という。）の創設を予定している。

ブランドの創設に当たり、市内の児童、生徒からブランド名称及びロゴマークデザインを募集することで、市内農業への理解と関心を深め、地産地消の推進を図るとともに、市民に親しまれるブランドづくりを目的とする。

2 募集期間

令和8年7月17日（金）から同年9月25日（金）まで

3 応募資格

市内小学校及び中学校に在籍する児童、生徒

4 募集内容

(1) ブランド名称及びロゴマークデザイン

応募区分は次のとおりとする。

ア ブランド名称のみ

イ ロゴマークデザインのみ

ウ ブランド名称及びロゴマークデザイン

(2) 募集作品の要件

作品は、次に掲げるいずれかの要素を含むものとする。

ア 新鮮な農産物

イ 畑

ウ 生産者の思い

エ 人と農業のつながり

オ 武蔵村山市らしさ

(3) 対象外となる作品

次に掲げる事項を含む作品は、対象外とする。

ア 個人を特定できる情報が入ったもの

イ 政党その他の政治団体又は宗教に関するもの

ウ 営利活動を目的としているもの

エ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの

オ 第三者の権利を侵すおそれがあるもの

カ 生成A I 技術又はそれに準じた技術を使用するもの

キ 公序良俗及び法令の規定に反するもの

5 募集作品の規格

(1) ブランド名称

ア 名称は平仮名、片仮名、漢字、アルファベットを問わない。

イ J I S規格外の文字の使用はできない。

ウ 名称がアルファベットの場合は、読み仮名を付けること。

(2) ロゴマークデザイン

ア 作品の画材・色彩・技法は本募集要項に反しない限り自由とする。

イ 応募するファイルデータは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ ファイル形式：J P E G（J P G）・P N G・P D Fのいずれか
- ・ データ容量：1 0 M Bまで

ウ デザインに文字を入れることも可能とする。

6 応募方法

市公式ホームページ又は募集チラシ内の応募フォームへ入力の上、ロゴマークデザインの場合はファイルデータを添付し提出する。なお、ロゴマークデザインはスマートフォン等で撮影した画像データでも応募可能とする。その際は影が映らないよう配慮し、作品全体を鮮明に撮影すること。

7 選定方法

(1) 市が設置するブランド化の推進プロジェクト会議委員会（以下「委員会」という。）において、応募作品の中からブランド名称及びロゴマークデザインを複数選定する。なお、ブランド名称及びロゴマークデザインはそれぞれ選定する場合があるほか、選定した複数の候補作品の要素を組み合わせる場合がある。

(2) ロゴマークデザインは、委員会において選定したロゴマークデザイン案を基に、市が委託する事業者（以下「契約業者」という。）がデザインや色彩、名称等について補作、修正その他必要な変更を行い、最終的なロゴマークを作成する。

8 業務スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年7月17日（金）～ 9月25日（金）	市内小中学生によるブランド名称及びロゴマークデザインの作成
9月下旬～10月上旬	委員会において応募作品からブランド名称及びロゴマークデザイン案を複数選定
10月～12月	契約業者によるロゴマーク作成
12月下旬	委員会によるロゴマークの決定 納品・検査

9 結果及び公表

選定結果については、本人に通知するとともに、令和8年度中に市ホームページ等で公表する。

なお、選定状況及び結果について、問合せには対応しないものとする。

10 応募に関する注意事項

- (1) 応募作品は、第三者の著作権の権利を侵害している作品でないこと。また、応募作品中に第三者が法令に基づく著作権、意匠権、商標権等（以下「著作権等」という。）の権利を有している著作物を利用していないこと。なお、応募作品について、著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任とする。
- (2) 市が事業の紹介や記録のために、候補作品とならない応募作品も含めたすべての応募作品を使用又は公表することがある。
- (3) 応募作品の返却はしないものとする。
- (4) 応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (5) 応募者は、応募をもって本募集要項に同意したものとみなす。

11 著作権等について

- (1) 選定された作品は、選定と同時に著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等の一切の権利を市に帰属することとし、作品に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 選定された作品は、市が管理及び使用するウェブサイト、印刷物、広告宣伝物等で使用できるものとし、必要に応じた修正、加工をすることができる。

12 個人情報の取扱い

- (1) 応募者から提供された個人情報は、応募や選定に関する事務に必要な範囲内でのみ利用することとする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、応募をもって応募者の同意を得たものとする。

13 問合せ先

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

協働推進部産業観光課農政係

電話番号：042－565－1111（内線226）